

業務委託契約仕様書

1 業務名

岡崎地区地域バス実証運行業務

2 業務の目的

本業務は、住民の日常生活に必要な移動手段の確保に向け、本市岡崎地区において、公共施設、鉄道駅、商業施設等を経由する地域バスの実証運行を行い、運行時の利用状況やニーズ、安全面等を検証するものである。

3 業務内容

(1) 地域バスの運行

- ア 運行期間 令和8年12月1日から令和9年2月28日まで（日曜日、祝日及び令和8年12月29日から令和9年1月3日までの期間を除く。）
- イ 運行区域 「岡崎地区地域バス実証運行計画」（以下「実証運行計画」という。）に示す経路のとおりとする。
- ウ 運行形態 道路運送法第21条の規定によるものとし、路線定期運行とする。
- エ 運行日 毎日運行（ただし、日曜日、祝日及び令和8年12月29日から令和9年1月3日までの期間を除く。）
- オ 運行時間 「実証運行計画」の時刻表及び便数を基本とし、運行にあたっては発及び便数 注者と協議を行い、運行便数に応じたダイヤを設定する。

(2) 運行に必要となる業務

ア 車両の確保

- ① 受注者が使用権原を有する事業用の乗車定員9人乗り以上（運転手を除く。）の車両を本業務に供するものとして用意し、維持管理を行うものとする。
- ② 代車等運行に支障をきたさない車両体制を整えること。

イ 地方運輸局への路線申請・許認可に関する業務をはじめ、運行を開始するために必要な手続きについて、遅滞なく確実に行い、運行開始日から問題なく運行を開始できること。

ウ 運行に必要な機器の用意（料金箱等）

エ 運賃収受（運賃の徴収の際に発生する釣銭等を準備すること）

オ 当該車両には、『和歌山市地域バス実証運行』などの文字を記載したマグネットシートを車体に貼り付けること。マグネットシートについては、発注者側で準備する。

カ 乗降客への案内

- ① 車内にコース表を掲示するなど、停留所が分かるようにすること。
- ② 運転手が停留所名をアナウンスするなど、情報提供を正確に行い、乗客が希望する停留所で降りることができるよう配慮すること。

キ 車両の維持・管理

- ① 定期点検・日常点検
- ② 修繕
- ③ 清掃
- ④ 税金・保険等の支払い

ク 運行管理

- ① 乗務員に対し、常に安全運転等の教習や指示を行うこと。
- ② 受注者は、本業務に関する責任者を置くこと。
- ③ 業務責任者は、連絡体制を整備し、緊急及び非常時の連絡、情報伝達が円滑に対応できるようにすること。
- ④ 受注者は、許認可に係る証書の写し、業務従事者及び運行管理者名簿、車両管理台帳、事故及び苦情等の処理体制を示した書類等を提出すること。なお、その後の異動についても同様とする。

ケ 受注者は、乗務員について、厚生労働大臣告示「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）」に基づき、必要人員を確保し、運行に支障が及ばないよう配慮すること。

コ 停留所標識の作成、設置、撤去に伴う費用及び関係機関との調整は発注者が行うが、運行期間中の停留所の管理は受注者が行うこと。

サ 受注者は、必要な場合において地元及び関係機関との協議に応じること。

シ 運行開始後の利用状況及び運賃収入状況を調査し、発注者が指定する様式で原則として週1回、報告を行うこと。

4 運賃体系

(1) 運賃は、乗車1回につき一律200円とする。

(2) 次に掲げる者については、乗車1回につき運賃を100円とする。

ア 70歳以上の者

イ 身体障害者手帳の保持者

ウ 療育手帳の保持者

エ 精神障害者保健福祉手帳の保持者

オ 手帳に1種（身体・療育）、または1級（精神）の記載がある場合の介護者（身体障害者手帳は2名まで、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳は1名までとする）

カ 小学生

(3) 未就学児の運賃は、無料とする。

5 運行経費の積算

運行経費に含まれるものは、次のとおりとする。

(1) 運行人件費（運転手の人件費等）

- (2) 運行管理費（運行管理者の人件費等）
- (3) 燃料費
- (4) 車両整備費（タイヤ交換費、油脂費、修繕費等）
- (5) 車両管理費（車検費用、自賠責、重量税、自動車税、法定点検、保管・清掃費等）
- (6) 損害保険料（自動車任意保険料等）
- (7) その他運行に係る経費

6 業務の実績報告

- (1) 受注者は、1便ごとの各停留所での乗降客数及び運賃収入額を運行日ごとに記録し、運行実績を発注者に報告するものとする。
- (2) 発注者は、必要に応じ、業務の実施状況について受注者に報告を求めることができるものとする。
- (3) 受注者は実証運行事業の終了後、発注者が指定した様式で完了報告を行うこと。

7 委託金の支払

委託金の支払は、事業完了後、委託金から運行により得た運賃収入額を差し引いた金額を一括して支払うものとする。

8 運行の中止

積雪、天災、その他受注者の責によらない事由により、運行区間の全部又は一部が運行不能となった場合は、受注者は運行を中止することができるものとする。運行の中止を行う場合、受注者は、直ちに発注者に報告するものとする。

9 緊急時（事故発生等）

運行業務の実施にあたり、次のいずれかに該当するときは、直ちに市に連絡し、適切な処置をとるとともに、後日、書面で報告するものとする。また、事故発生により生じる費用は、受託者及び受託者が加入する保険により負担するものとする。

- (1) 積雪、天災、交通事故、その他やむを得ない理由により、運行に支障が生じ、または生じるおそれがあるとき。
- (2) 当該バスの利用者及び他者が、交通事故等により生命及び身体を害したとき。

10 損害賠償

受注者は、運行業務の実施にあたり、バス利用者及び第三者に損害を与えたときは、損害賠償の責任を負うものとする。

11 協議事項

仕様書に定めのない事項及び仕様書の各条の解釈に疑義が生じた場合は、受注者及び発注者が誠意をもって協議し、定めるものとする。

1 2 その他

- (1) 地域バスの管理運営業務を行うにあたっては、地域バスの管理運営を行う上で必要な法令等を遵守しなければならない。
- (2) 受注者は、和歌山市地域公共交通会議等の会議への出席要請があるときは対応するものとする。
- (3) 発注者は、和歌山市地域交通会議、道路管理者、運行するエリアを所管する警察署との協議及びその他やむをえない事情のため、「実証運行計画」に記載されている経路の一部を変更せざるを得ないときは、受注者に通知した上で、経路の一部を変更することができるものとする。経路の一部変更により、委託料に変更が生じた場合は、発注者と協議の上、委託料を変更することができるものとする。
- (4) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1項の規定による一般旅客自動車運送事業の許可を受けていることを証する書類を提出すること。ただし、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において有効なものに限る。

1 3 疑義の質問について

入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書で担当課長あて提出すること。

締切日は入札日（入札日は含まない。）より5日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の17時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

岡崎地区地域バス 実証運行計画

【岡崎地区地域バス実証運行】ルート

6.5 km

往路：29分
復路：27分

調整中

(→ 往路 → 復路)



バス停名称(仮)	
①	東部コミュニティセンター
②	ファミリーマート和歌山岡崎店
③	愛菜てまりっこおかざき店
④	井辺月極駐車場
⑤	旧井辺バス停
⑥	岡崎中央児童遊園
⑦	岡崎団地東棟前
⑧	サンドラッグ和歌山神前店 ※神前駅接続バス停
⑨	(往路) ココカラファイン神前店 (復路) オークワ神前店
⑩	山東整形外科肛門科医院
⑪	西
⑫	中村クリニック
①	東部コミュニティセンター

【岡崎地区地域バス実証運行】時刻表

参考

往 路						
バス停		運行ダイヤ				
便		①	③	⑤	⑦	⑨
①	東部コミュニティセンター	8:55	10:20	11:36	13:57	15:27
②	ファミリーマート和歌山岡崎店	8:59	10:24	11:40	14:01	15:31
③	愛菜てまりっこおかざき店	9:01	10:26	11:42	14:03	15:33
④	井辺月極駐車場	9:05	10:30	11:46	14:07	15:37
⑤	旧井辺バス停	9:07	10:32	11:48	14:09	15:39
⑥	岡崎中央児童遊園	9:08	10:33	11:49	14:10	15:40
⑦	岡崎団地東棟前	9:09	10:34	11:50	14:11	15:41
⑧	サンドラッグ和歌山神前店	9:12	10:37	11:53	14:14	15:44
⑨	ココカラファイン神前店	9:15	10:40	11:56	14:17	15:47
⑩	山東整形外科肛門科医院	9:17	10:42	11:58	14:19	15:49
⑪	西	9:18	10:43	11:59	14:20	15:50
⑫	中村クリニック	9:20	10:45	12:01	14:22	15:52
①	東部コミュニティセンター	9:24	10:49	12:05	14:26	15:56

復 路						
バス停		運行ダイヤ				
便		②	④	⑥	⑧	⑩
①	東部コミュニティセンター	9:34	10:59	13:05	14:36	16:06
⑫	中村クリニック	9:38	11:03	13:09	14:40	16:10
⑪′	西	9:39	11:04	13:10	14:41	16:11
⑩	山東整形外科肛門科医院	9:41	11:06	13:12	14:43	16:13
⑨′	オークワ神前店	9:43	11:08	13:14	14:45	16:15
⑧	サンドラッグ和歌山神前店	9:46	11:11	13:17	14:48	16:18
⑦	岡崎団地東棟前	9:49	11:14	13:20	14:51	16:21
⑥′	岡崎中央児童遊園	9:50	11:15	13:21	14:52	16:22
⑤	旧井辺バス停	9:51	11:16	13:22	14:53	16:23
④	井辺月極駐車場	9:54	11:19	13:25	14:56	16:26
③′	愛菜てまりっこおかざき店	9:56	11:21	13:27	14:58	16:28
②′	ファミリーマート和歌山岡崎店	9:57	11:22	13:28	14:59	16:29
①	東部コミュニティセンター	10:01	11:26	13:32	15:03	16:33

【岡崎地区地域バス実証運行】停留所一覧

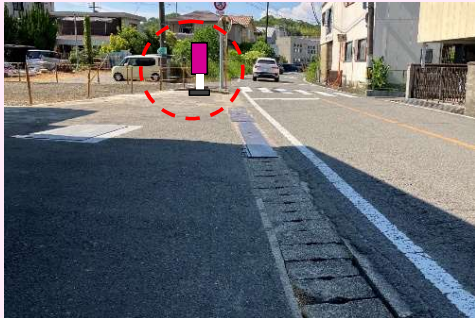
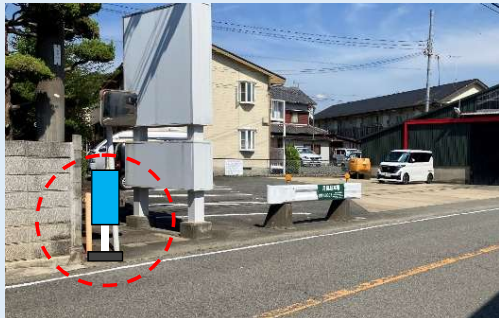
予定

番号	停留所名	区分	設置場所	設置場所所在地	設置位置	備 考
①	東部コミュニティセンター	往復兼用	紀の国住宅 東部コミュニティセンター	寺内665番1(外) 地内	駐車場内 (多目的スペース西側付近)	起終点 (待機所を兼ねる)
②	ファミリーマート和歌山岡崎店	往路	ファミリーマート和歌山岡崎店	森小手穂622番 1 (外) 地内	駐車場東側道路沿い	停車は道路内 (県道138号線)
②'		復路	月極駐車場	森小手穂626番3 地内	20番枠南側	停車は道路内 (県道138号線)
③	愛菜てまりっこおかざき店	往路	愛菜てまりっこ岡崎店	寺内575番1 地内	店舗敷地北端 (旧JAわかやま岡崎支店前)	
③'		復路	力土建第5資材置場	寺内575番3 地内	月極駐車場側 道路沿い	停車は道路内 (県道138号線)
④	井辺月極駐車場	往復兼用	井辺月極駐車場	井辺243番1(外) 地内	月極駐車場内 道路沿い	
⑤	旧井辺バス停	往復兼用	ゴミ置場	井辺199番1 地先	ゴミ置場内	停車は道路内 (開発道路)
⑥	岡崎中央児童遊園	往路	市道（岡崎団地1号線）	井辺144番107 地先	公園前歩道	
⑥'		復路	市道（岡崎団地1号線）	井辺144番93 地先	住宅地側 電柱沿い	
⑦	岡崎団地東棟前	往復兼用	岡崎団地東棟前	神前37番1 地内	ロータリー	
⑧	サンドラッグ和歌山神前店	往復兼用	サンドラッグ和歌山神前店	神前138番7 地内	店舗建物前	
⑨	ココカラファイン神前店	往路	ココカラファイン神前店	神前510番1(外) 地内	店舗建物前（予定）	
⑨'	オークワ神前店	復路	オークワ神前店	神前509番(外) 地内	店舗建物前 (敷地南端)	
⑩	山東整形外科肛門科医院	往復兼用	山東整形外科肛門科医院	和田1202番5(外) 地内	出入口看板付近	
⑪	西	往路	市道（神前吉礼線）	西279番 地先	路側帯	
⑪'		復路	市道（神前吉礼線）	西160番1 地先	歩道	
⑫	中村クリニック	往復兼用	市道（神前吉礼線）	森小手穂720番6 地先	歩道 (医院出入口前)	車両転回 は 中村クリニック 敷地内

【岡崎地区地域バス実証運行】 停留所（位置図・写真）

★ 往路(往復兼用) ★ 復路

参考

番号	停留所名	位置図	写真（往路）	写真（復路）
① 往復兼用	東部コミュニティセンター			
② 往路 ②' 復路	ファミリーマート 和歌山岡崎店			
③ 往路 ③' 復路	愛菜てまりっこおかざき店			
④ 往復兼用	井辺月極駐車場			

【岡崎地区地域バス実証運行】 停留所（位置図・写真）

★ 往路(往復兼用) ★ 復路

参考

番号	停留所名	位置図	写真（往路）	写真（復路）
⑤ 往復兼用	旧井辺バス停			
⑥ 往路 ⑥' 復路	岡崎中央児童遊園			
⑦ 往復兼用	岡崎団地東棟前			
⑧ 往復兼用	サンドラッグ 和歌山神前店			

【岡崎地区地域バス実証運行】 停留所（位置図・写真）

★ 往路(往復兼用) ★ 復路

参考

番号	停留所名	位置図	写真（往路）	写真（復路）
⑨ 往路 ⑨' 復路	ココカラファイン 神前店 オークワ神前店			
⑩ 往復兼用	山東整形外科肛門 科医院			
⑪ 往路 ⑪' 復路	西			
⑫ 往復兼用	中村クリニック			

業 務 委 託 契 約 書

和歌山市（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は岡崎地区地域バス実証運行业務委託（以下「委託業務」という。）の履行を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、契約締結の日から令和9年3月18日までとする。

（委託業務の履行方法）

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

（委託金）

第4条 委託金の額は、 円（消費税及び地方消費税分を含む。）とする。

2 乙は、前項に定める委託金から運行により得た運賃収入額を差し引いた金額を請求するものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、運行业務以外の委託業務の一部の履行について、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の履行に関して必要な指示を与えることができる。

（業務内容の変更等）

第8条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

（損害の負担）

第9条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、委託業務の履行に関して発生した事故により乙の従事員が受けた損害については一切の責任を負わないものとする。

（乙の履行不能）

第10条 乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務を履行しないときは、その履行不能分に相当する委託金の額を減額して、甲に委託金を請求しなければならない。この場合において、減額する額は、甲が定める。

- 2 前項の場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。
- 3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の30の金額に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

(確認)

第11条 乙は、委託業務を履行したときは、遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

- 2 乙は、前項の確認後の結果、補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、前項の規定に準じ、甲の確認を受けなければならない。

(委託金の支払)

第12条 乙は、履行すべき委託業務について前条の規定による確認を受けた後、甲に対して委託金の支払を請求するものとする。

- 2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならない。
- 3 乙は、甲の責めに帰すべき理由により前項の規定による委託金の支払が遅れた場合は、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第13条 甲は、次条及び乙の債務不履行による場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) その責めに帰すべき理由により、契約期間中委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 契約に違反したとき。

- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

- 3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

- 4 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合、委託業務の既履行部分について確認の上、その部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。

第14条 甲は、必要があるときは、通知をしてこの契約を解除することができる。

- 2 第8条第2項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

- (2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- (7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（談合等不正行為に係る甲の解除）

第16条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。

ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）を行なった場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行なった行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じて、その責めを負わないものとする。

(乙の解除権)

第17条 乙は、甲の債務不履行による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第8条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が契約期間の10分の5を超えたとき

2 第8条第2項及び第13条第4項の規定は、前項の規定により、この契約が解除された場合に準用する。

(乙の不完全履行による減額及び損害賠償)

第18条 甲は、受注者が業務の一部を履行しないとき、又は業務の履行が不完全であるときは、契約金額から、その不完全履行又は不完全部分に相当する金額の減額を請求することができる。この場合において、甲が損害を受けたときは、乙に対してその損害を請求することができる。

(秘密の保持等)

第19条 乙は、委託業務の履行に際し、知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、委託業務に従事する者が委託業務を履行するに際し、知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。

3 乙は、乙又は乙の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

(個人情報取扱特記事項の遵守)

第20条 乙は、委託業務の履行に当たっては、別記の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めたときは、乙の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者並びに当該違反事実の公表をすることができるものとする。

(補則)

第21条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

(管轄裁判所)

第22条 この契約に関し、甲乙間で訴訟の必要が生じた場合は、甲の所在地を管轄する地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 和歌山市七番丁23番地
 和歌山市
 和歌山市長

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

(適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。
- (2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。
- (3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

(教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

(秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出してはならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しするときは、甲の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 乙は、個人情報記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めると及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。

(2) 当該事故の原因を分析すること。

(3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。

(4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。